## 特別教育の対象業務を拡大します電離放射線障害防止規則等の改正

厚生労働省は「労働安全衛生規則」(以下「安衛則」)、「電離放射線障害防止規則」(以下「電離則」)と「透過 写真撮影業務特別教育規程」(以下「特別教育規程」)を改正し、令和7年10月29日(一部規定は令和8年4 月1日または令和9年10月1日)から順次施行します。

主な改正内容は以下の通りです。

※改正省令の内容はこちら

## 令和8年4月1日施行

電離則第52条の5、特別教育規程 特別教育の実施対象業務の拡大

エックス線装置またはガンマ線照射装置に関する特別教育は、従来は対象業務が「透過写真撮影業務」 に限定されていましたが、これらの装置を取り扱う業務全体に拡大しました。

ただし、装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、エックス線またはガンマ線の照射中に労働者の身体の全部または一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置(いわゆるボックス型の装置)を使用する業務は対象に含まれません。

◆ なお、新たに特別教育が必要となった業務に従事する労働者について、既に改正前の電離則による 透過写真撮影業務の特別教育を受けている場合や、他法令による教育を受けている場合は、安衛 則第37条の規定により、重複する科目を省略できます。

## エックス線装置及びガンマ線照射装置取扱業務特別教育規程

科目	範 囲	時間
エックス線装置又はガ ンマ線照射装置を取り 扱う業務に係る作業 の方法に関する知識	作業の手順、電離放射線の測定、被ばく防止の方法、事故時の措置	1.5h
エ <u>ッ</u> クス線装置又は ガンマ線照射装置の 構造及び取扱いの方 法 <u>に関する知識</u>	エ <u>ッ</u> クス線装置を <u>取り扱う業務</u> を行う者にあっては、次に掲げるもの エ <u>ッ</u> クス線装置の原理、エ <u>ッ</u> クス線装置のエ <u>ッ</u> クス線管、高電圧発生器及び 制御器の構造及び機能、エ <u>ッ</u> クス線装置の操作及び点検	1.5h
	ガンマ線照射装置を <u>取り扱う業務</u> を行う者にあっては、次に掲げるもの ガンマ線照射装置の種類及び型式、線源容器の構造及び機能、放射線源送 出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の構造及び機能、放 射線源の構造及び放射性物質の性質、ガンマ線照射装置の操作及び点検	1.5h
電離放射線の生体に 与える影響	電離放射線の種類及び性質、電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全 身に与える影響	0.5h
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び電離放射 線障害防止規則中の関係条項	1.0h

※下線部は、特別教育規程において改正により変更される箇所

